

# 暮らし得情報

12  
DECEMBER 2014

MARUTOKU

- プロバイダ変更の勧誘トラブルが急増しています!.....1
- 若者が被害に遭いやすい消費者トラブル .....2、3
- くらしのミニ情報 他 .....4

## プロバイダ変更の勧誘 トラブルが急増しています

消費生活センターに「大手電話会社からの電話だと思い、プロバイダ契約の変更を承諾したが、実際は無関係の事業者だった」や「通信料が今より安くなると勧誘され、契約したが、別途料金がかかることが分かった」など、プロバイダ変更に関するトラブルの相談が多く寄せられています。勧誘があった場合は、自分の利用環境や目的と照らし合わせ、新たな契約の必要がなければきっぱりと断りましょう。また、契約内容を十分に理解しないまま契約するのは避けましょう。

### 〈ポイント〉

- ①契約前に書面を求め、内容を十分に理解してから契約しましょう。
- ②契約する相手事業者は必ず確認しましょう。
- ③利用料が安くなると勧誘されても、何がどのくらい安くなるのか確認しましょう。
- ④変更した場合の、メリット、デメリットをしっかりと確認しましょう。



## くらしのミニ情報

### 特殊詐欺被害防止啓発チラシをご活用ください。

県内で特殊詐欺による被害が多発しています。今年は、過去最悪の被害額を記録した昨年を件数及び被害額ともに上回るペースで被害が発生しており、県民の皆様一人ひとりの注意がより一層必要です。特に、高齢者の被害が多く発生しているため、被害を減らすためには、家族や福祉関係者などをはじめとする周りの方の見守りが必要です。

長野県消費生活情報ホームページや長野県警察のホームページから特殊詐欺に関する啓発チラシをダウンロードすることができますので、地域の集まりなどに参加される際は是非ご活用ください。

長野県消費生活情報ホームページ

<http://www.nagano-shohi.net/keihatsu/leaflet.html>

長野県警察ホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/jikenjiko/tokushu/teguchi.html>



長野県消費生活情報ホームページ  
モシカッチ

## ご案内

### 多重債務者 無料相談会

県内4か所の県消費生活センター(1面参照)において、弁護士・司法書士による多重債務者のための無料相談会を開催します。

日時:平成26年12月10日(水) 10:00～17:00

相談は予約制です。事前に最寄りの消費生活センターに電話で予約をお願いします。

予約受付期間:11月25日(火)から12月9日(火)までの土、日曜日  
を除く8:30から17:00の間に受け付けます。

※なお、県消費生活センターでは常時多重債務者の相談を受け付けています。

### くらしの セミナー

県内4か所で、次のとおり「くらしのセミナー」を開催します。

演題:「健康で生き生きとした食生活を送ろう!  
～健康食品って本当に体にいいの?～」

講師:公益財団法人長野県健康づくり事業団  
管理栄養士 小林 泉江 氏

※詳しくは長野県消費生活情報ホームページをご覧ください。<http://www.nagano-shohi.net/>



編集・発行 **長野県民文化部 消費生活室** しあわせ信州創造プラン(長野県総合5か年計画)推進中  
〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1 TEL026-223-6770 FAX026-223-6771  
E-mail shohi@pref.nagano.lg.jp

「くらしまる得情報」は長野県金融広報委員会(事務局:日本銀行長野事務所内)の協力を得て作成しています。

くらし得情報はインターネットでもご覧いただけます。  
<http://www.nagano-shohi.net/>

しあわせ信州

## 『困った』『どうしよう』など消費者トラブルでお困りのときは、 消費生活センターにご相談ください!

長野消費生活センター..... ☎026-223-6777 FAX:026-223-6771  
(長野市大字中御所字岡田98-1 県長野保健福祉事務所庁舎1階)

松本消費生活センター..... ☎0263-40-3660 FAX:0263-40-3701  
(松本市大字島立1020 県松本合同庁舎4階)

飯田消費生活センター..... ☎0265-24-8058 FAX:0265-21-1703  
(飯田市追手町2-641-47 飯田市美術博物館隣)

上田消費生活センター..... ☎0268-27-8517 FAX:0268-25-0998  
(上田市材木町1-2-6 県上田合同庁舎6階)

# 若者が被害に 遭いやすい 消費者トラブル

社会経験の少ない若者の好奇心につけ込んだ消費者トラブルが多く発生しています。手口も巧妙化しており、深刻な事態に陥ってしまう可能性もあります。若者がトラブルに遭いやすい事例等をまとめましたので参考にしてください。

## 若者から多く寄せられる相談



アダルト情報サイトなどのワンクリック請求に関する相談

賃貸アパートなどの契約や解約に関する相談

多重債務や借金に関する相談



出会い系サイトに関する相談

オンラインゲームに関する相談

様々な商品や役務に関する相談が寄せられていますが、特にアダルト情報サイトや、出会い系サイトからの不当請求・架空請求等のインターネット利用に関するトラブルが多く寄せられています。そのほかにも賃貸アパートに関する相談も多く寄せられています。「困ったことがある」「心配なことがある」といった場合は、すぐにお近くの消費生活センターにご相談ください。

次のページに、相談事例とアドバイスをまとめましたので、是非ご覧ください。

## 出会い系サイト

- スマートフォンで出会い系サイトのアプリをダウンロードして、異性とメールのやり取りを始めた。待ち合わせの直前になると、都合が悪くなったと断られ、次の待ち合わせの約束をするためにポイントを購入させられた。会えないことが分かりだまされたと気付いた。
- SNSの副業紹介サイトから入った出会い系サイトで、悩み事を聞くだけでお金がもらえる仕事に登録した。情報を交換するごとに料金がかかる仕組みだったので交換するためにお金を支払ったが、文字化けなどの原因で上手く交換できず、お金を稼ぐどころか、大金を支払ってしまった。

### アドバイス

- サクラサイト(サイト側に雇われた者が、異性等になりすまして、メールのやり取りをし、その都度お金を支払わせるサイト)に関する相談が寄せられています。
- メールやサイトに書かれている宣伝は安易に信じないようにしましょう。また、知らない相手からのメールには返信しないでください。



## ワンクリック請求・架空請求

- スマートフォンで無料のアダルトサイトを検索していた。画面を進めていくと、突然「契約成立。9万円支払うように」という画面が表示された。慌ててサイトの管理会社に電話をかけ事情を説明したが、「お金を支払わなければ退会できない」と言われてしまった。
- 携帯電話に「以前登録したサイトを無料期間中に退会していないため料金が未納である」とのメールが届いた。身に覚えがなかったため電話で確認したところ、「個人情報を削除するのですぐに料金を支払うように」と言われ高額な料金を請求された。

### アドバイス

- 有料であるとの表示がわかりにくく、契約内容の再確認・訂正画面が無い場合は、有効な契約とは言えません。相手に連絡してしまうと、自分の情報が伝わってしまうので、連絡はせず、無視してください。
- 商品が特定されていない、請求の相手がわからないメールには注意し、安易に連絡しないようにしましょう。
- メールの他にもハガキ等の書面による架空請求も増えています。相手に連絡するのではなく、お近くの消費生活センターにご相談ください。

